

○碧南市こどもすこやか手当支給条例施行規則

平成2年3月14日

規則第7号

改正 平成6年2月8日規則第1号

平成10年7月31日規則第20号

平成13年3月26日規則第17号

平成15年6月30日規則第17号

平成19年3月16日規則第9号

平成24年7月2日規則第19号

平成24年12月22日規則第32号

碧南市遺児手当支給条例施行規則(昭和48年碧南市規則第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、碧南市こどもすこやか手当支給条例（平成2年碧南市条例第9号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、こどもすこやか手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(規定の範囲)

第2条 条例第2条第1項第3号の市長が認めたものは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 父又は母が愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）別表に定める程度の障害の状態（内部障害等で労働可能な状態を除く。）にある者
- (2) 父又は母が引き続き1年以上行方不明である者
- (3) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している者
- (4) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (5) 母が婚姻によらないで懐胎した者

(申請)

第3条 条例第4条の規定により認定を受けようとする者は、こどもすこやか手当認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、次に掲げる書類の提出を求める

ことができる。ただし、現に児童扶養手当法（昭和36年「法律第238号）及び愛知県遺児手当支給規則による手当を受給している者又は当該手当の支給を申請している者は、第1号から第7号までの書類の提出を省略することができる。

(1) その者及びひとり親家庭等児童（以下「児童」という。）の戸籍謄本並びにそれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2) 児童が18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続き中学校又は特別支援学校の中学部に在学するときは、在学証明書

(3) 条例第2条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、これを証明する書面

(4) 児童が前条第1号の規定に該当するときは、次に掲げる書類

ア 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

イ 当該障害が愛知県遺児手当支給規則別表第9号から第11号に該当する場合は、父又は母の労働に関する調書及び医師の意見書

(5) 児童が前条第2号から第5号までの規定に該当するときは、これを証明する書面

(6) 児童が条例第3条第2項の規定に該当するときは、入所する施設長の入所証明書又は在学する学校長の在学証明書

(7) 受給資格者の前年の12月31日における住所が市外であるときは、受給資格者の前年の所得につき、所得の額（第5条の規定によって計算した所得の額をいう。）、条例第7条第1項に規定する扶養親族等の有無及び数並びに第4条に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書

3 市長は、前項各号に掲げる書類で証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（条例第7条の規則で定める額）

第4条 条例第7条第1項に規定する規則で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、1,920,000円とし、扶養親族等又は児童があるときは、1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,0

00円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この条において同じ。)があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額)とする。

(条例第7条第2項に規定する所得の範囲等)

第5条 条例第7条第2項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法に規定する児童扶養手当の支給の制限に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

(所得状況の届出)

第6条 受給者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、前年の所得について、こどもすこやか手当現況届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給者が前項の規定による届出を2年間しないときは、条例4条の認定を取り消すことができる。

(審査結果の通知)

第7条 市長は、第3条第1項の申請書の提出があったときは、受給資格を審査し、その結果をこどもすこやか手当認定・却下通知書により申請者に通知する。

(変更の届出)

第8条 条例第9条の規定による届出は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 条例第9条第1号の規定に該当するときは、こどもすこやか手当受給資格喪失届出書

(2) 条例第9条第2号の規定に該当するときは、養育児童変更届出書

(3) 住所、氏名又は手当の支払を受けようとする金融機関を変更したときは、住所・氏名・金融機関変更届出書

2 前項第2号の届出書を提出する場合には、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

(受給資格喪失の通知)

第9条 市長は、手当の受給者の受給資格が喪失したと認めたときは、こどもすこやか手当受給資格喪失通知書により当該受給者に通知する。

(変更の通知)

第10条 市長は、第8条第1項第2号の書類の提出を受けたときは、当該記載事項を審査し、適当と認めたものについては、その結果をこどもすこやか手当額変更決定通知書により通知する。

(手当の停止及び返還)

第11条 市長は、手当の受給者が条例第10条各号のいずれかに該当すると認めるときは、こどもすこやか手当支給停止通知書又はこどもすこやか手当返還決定通知書により当該受給者に通知する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年2月8日規則第1号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年7月31日規則第20号)

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日規則第17号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月30日規則第17号)

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月2日規則第19号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年12月22日規則第32号)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年7月以前の月分の手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。